

大分市有料老人ホーム設置事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、有料老人ホーム（老人福祉法第29条）の設置に係る大分市（以下、「市」という。）の指導を効果的に行うため、有料老人ホームの設置計画の事前協議等の手続について必要な事項を定めるものとする。

（事前協議等）

第2条 市は、大分市内において有料老人ホームを設置しようとする者（以下、「設置予定者」という。）に対して、大分市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という。）の適切な運用を図るため、以下に定めるところにより、設置計画の事前申出、事前協議等の手続を経るよう求めるものとする。

（事前申出）

第3条 設置予定者は、有料老人ホームの設置を計画するに当たり、設置・運営の主体、設置予定場所など計画の基本的な内容を記した有料老人ホーム設置計画事前申出書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市は、事前申出の内容に対して必要な指導等を行うものとする。

3 第1項の申出書を提出する時期は、計画の実施に当たり建築基準法第6条の確認（以下「建築確認」という。）の申請等の手続きを必要とする場合は、その申請書を提出する2か月前を標準とする。

4 既存の建物を改修すること等により、有料老人ホームを設置しようとする場合は、第1項の申出書を提出する時期は、建築基準法第87条の用途の変更を申請する2か月前を標準とする。

5 建物の新築又は用途の変更については、設置予定者において、消防法、都市計画法、建築基準法等の関係法令を所管する消防署又は市の担当部署と事前の協議を別途進めるものとする。

（事前協議）

第4条 設置予定者は、第3条第2項による指導等を経た後、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第2号）を市に提出し、設置計画に係る詳細内容について協議するものとする。

2 市は、事前協議の内容に対しては、指導指針及びこの要綱に照らして必要な指導等を行うとともに、事前協議書の審査が終了した場合は、その旨を設置予定者に通知するものとする。

3 設置予定者が行う建築確認又は用途の変更の申請は、前項の通知を受領した後に行うことを標準とする。

4 設置予定者は、事前協議終了後に、その内容に変更が生じたときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書変更届（様式第3号）を市に提出するものとする。ただし、設置予定地を他の市町村に変更する場合は、改めて第3条に定める手続から行うものとする。

（介護付有料老人ホームの場合の特例）

第5条 設置予定者が、その設置予定の有料老人ホームについて、介護保険法第41条又は介護保険法第78条の2の規定により、市による特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、当該計画が市の老人福祉及び介護保険施策に与える影響等の検討

に資するため、別途、事前協議を行うものとする。

（取下げ）

第6条 設置予定者が、事前申出又は事前協議を取り下げる場合は、有料老人ホーム設置計画取下げ書（様式第4号）を市に提出するものとする。

2 事前申出及び事前協議手続において、設置予定者側の事情により、長期にわたり手続が進行しなかった場合などには、協議再開に際し、事前協議書等の再提出を求めることがある。

（設置届出）

第7条 法第29条及び大分市老人福祉法施行細則第12条（平成9年3月28日規則第29号）に定める設置の届出は、有料老人ホーム設置計画に係る建築確認済証の交付を受けた後に速やかに行うものとする。

2 市は、前項の届出を受理したときは、その旨を設置予定者に通知するものとする。

（事業開始届）

第8条 設置予定者は、有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（様式第5号）を提出するものとする。

（大分県への事業開始届の通知）

第9条 市は、前条による事業開始届を受理したときは、その旨を大分県に文書で通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるものの他、有料老人ホームの設置等の事前協議その他の手続に関して必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に、既に事前協議及び届出等の手続を行っている場合には、その手続は大分県有料老人ホーム設置事務処理要綱の取扱いによることができる。